

へいせい ねん がつ か  
平成30年7月6日

ほ ご しや さま  
保 護 者 様

おおさかしり つかんぼくしょうがっこう  
大阪市立菅北小学校  
こう ちょう たけはら あき お  
校 長 竹原 章雄

## し お 知 ら せ

せいか こう みなさま せいしょう ぞん へいそ ほんこうきょういくかつどう すいしん りかい  
盛夏の侯、皆様にはご清祥のことと存じます。平素は、本校教育活動の推進にご理解と  
きょうりょく ご協 力をいただき、ありがとうございます。

さて、大雨の影響で河川の増水が見込まれることから、洪水等に係る避難に関する発令が  
あつた場合には、大阪市教育委員会の指示により、今後、次のように対処いたします。ご家庭  
におかれましては、気象情報等の報道に注意していただき、子どもの安全にご配慮ください。

### き 記

1. 午前7時の時点で河川洪水等による「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、  
「避難指示（緊急）」が発令されている場合、北区が対象区域に含まれているときは  
小学校は臨時休業とします。  
(北区が対象ではない場合は、通常通り授業を行います。)

2. 午前7時以降、児童が登校するまでの間に、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難  
勧告」、「避難指示（緊急）」が発令された場合、北区が対象区域に含まれているとき  
は、小学校は臨時休業とします。ただし、すでに登校している児童がいる場合は、安全  
確保に努めるとともに、保護者等の在宅確認を行い、保護者等への引き渡し、もしくは  
教職員引率等のもと下校させます。  
(在宅確認できない場合は、学校待機とします。)

3. 児童が登校した後に、その校区内に「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合、  
校区内にて児童の安全確保に努めるとともに、校区等の状況について情報収集をし、  
小学校においては、保護者等の在宅が確認できた児童については、保護者等への引き渡し、  
もしくは教職員引率等のもと下校させます。  
(在宅確認できない場合は、学校待機とします。)

4. 児童が登校した後に、その校区内に「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令された場合、  
小学校においては、児童の安全確保に努め、校内で避難・待機させます。

5. 上記いずれの場合においても、いきいき活動はお休みになります。